

熊本市建築物耐震改修促進計画の改訂について

1. 建築物の耐震化に関する動きと計画改訂までの経緯

国・熊本県		補足①
S25	○ 建築基準法 制定	昭和56年6月 改正建築基準法施行 構造設計基準が大きく改正された 昭和56年5月以前 → 「旧耐震基準」 昭和56年6月以降 → 「新耐震基準」
S43	○十勝沖地震	
S53	○宮城県沖地震	
S56.6	○ 建築基準法 改正	
↳		補足②
H7.1	○阪神・淡路大震災発生	
H7.12	○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)施行	阪神・淡路大震災による被害 ー建築時期別の木造建築物の被害状況ー
↳		全半壊した木造建築物の建築時期 昭和57年以降
H16	○新潟中越地震	昭和56年以前 89% 11
H17	○福岡県西方沖地震	昭和56年以前に建てられた木造建築物の被害状況
H18	○ 耐震改修促進法の改正 ・国は基本方針(告示)を策定(平成27年までに耐震化率90%) ・都道府県耐震改修促進計画の策定(義務化) ・市町村は計画策定に努めること(努力義務) ○ 「熊本県建築物耐震改修促進計画」策定	全・半壊 48.2% 一部損傷 31.4% 無傷 20.4%
		熊本市
H19		○ 「熊本市建築物耐震改修促進計画」策定
H20		○熊本市建築物耐震化推進会議(庁内) 設置 ○ 「戸建木造住宅」の耐震診断(精密診断) 補助制度開始 ○「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震診断 補助制度開始
H21		○ 「戸建木造住宅」の耐震改修工事 補助制度開始
H22		○「市有建築物耐震対策基本方針」策定 ○「市有建築物耐震化整備計画」策定
H23	○東日本大震災発生	○ 「熊本市建築物耐震改修促進計画」中間見直し
H25	○ 耐震改修促進法の改正 ・大規模建築物の耐震診断及び結果報告の義務化 ・住宅や小規模建築物の耐震化が努力義務 ○ 「熊本県建築物耐震改修促進計画」変更	○ 「戸建木造住宅」の耐震診断(一般診断) 助成制度開始 ○ 「戸建木造住宅」の補強計画・設計 補助制度開始 ○「緊急輸送道路沿道建築物」実態調査
H26		○「義務付け対象建築物」の耐震診断 補助制度開始
H27	○ 基本方針(告示)を改正し、新たな耐震化の目標の設定(予定) ・9月頃改正案が示される予定	○「義務付け対象建築物」の耐震改修 補助制度開始 ○ 「熊本市建築物耐震改修促進計画」改訂作業(～3月)

熊本市建築物耐震改修促進計画 概要

【計画期間】
平成20年度～平成27年度 8年間 ※平成24年3月中間見直し

【計画目標】
各建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とする
・住宅 90%
・民間特定建築物 90%
・市有特定建築物 90% (うち防災拠点施設 100%)
特定建築物：一定規模・用途の建築物、危険物貯蔵等する建築物、緊急輸送道路を閉塞する恐れがある建築物

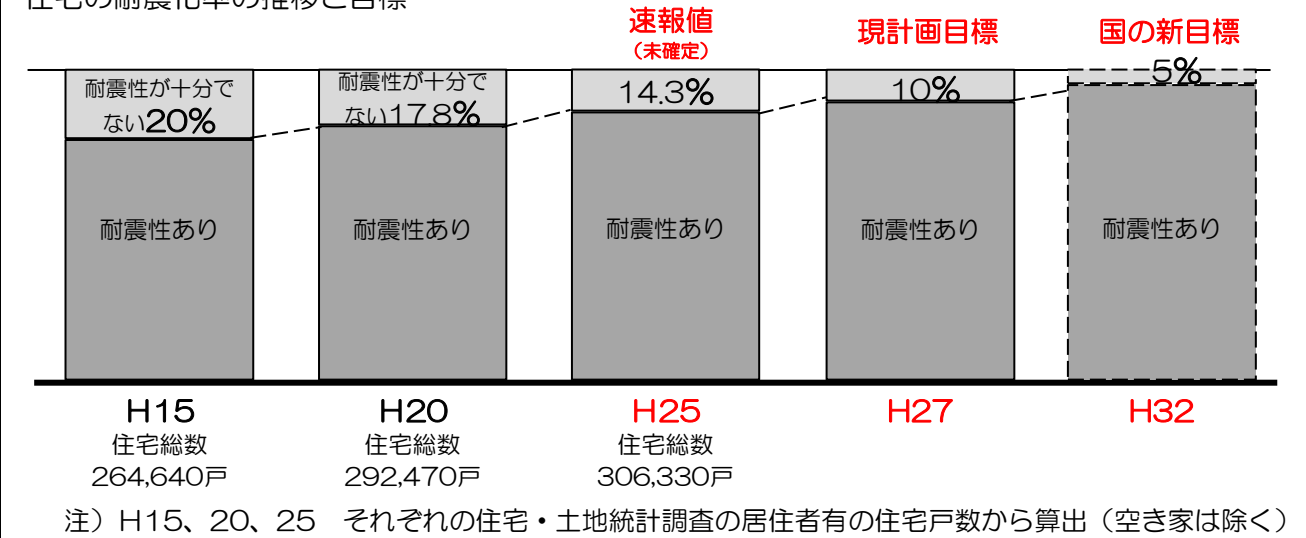
【住宅に関する目標達成に向けた施策・取組み】
○戸建木造住宅の助成制度 (戸)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27(予定)
一般診断	-	-	-	-	-	138	143	131
精密診断	18	14	14	38	47	14	8	10
補強計画・設計	-	-	-	-	-	37	35	27
耐震改修	-	6	4	11	21	31	30	35

※いずれも昭和56年以前に着工された旧耐震基準の住宅が対象

○耐震化促進に関する周知・啓発
・助成制度に関する市民説明会
・出前講座の実施
・まなぼうさいへの出展
・自治会回覧の実施 など

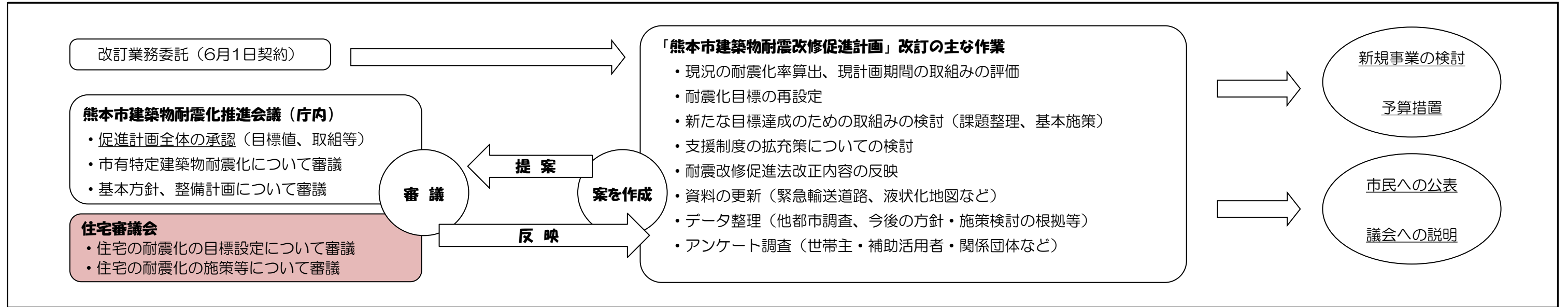
住宅の耐震化率の推移と目標



●計画最終年度である今年度末(平成27年度末)の目標達成は難しい状況
●国の基本方針が改正され、新たな耐震化の目標が設定される予定
(住宅については、既に「平成32年度までに95%」と新たな目標が示されている)

⇒ この状況を受け、「熊本市建築物耐震改修促進計画」の改訂(作業中)
(計画改訂は全国的な動きとなっている)

2. 改訂作業について



3. 改訂のスケジュール

	平成27年度										平成28年度		平成29年度～	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
促進計画見直し業務等	業務委託契約		耐震化率算出 アンケート実施	新規施策検討 集計・分析			素案完成	政策会議			改訂 決裁 議会説明・承認	サマリーレビュー （新規事業）		新規事業の開始
会議等	耐震化推進会議（第1回） ・促進計画改訂概要説明		住宅審議会（本会議） ・住宅の耐震化率報告、目標提示 ・促進計画改訂の概要説明	耐震化推進会議（第2回） ・市有建築物耐震対策基本方針見直しへの意見徴収 ・耐震化率報告、目標提示	住宅審議会（住宅支援部会） ・新規施策・取組みに対する意見聴取 ・アンケート集計結果の報告 ・耐震化率を踏まえた意見聴取	住宅審議会（まちづくり支援部会） ・新規施策に対する意見聴取	住宅審議会（住宅支援部会） ・新規施策についてとりまとめ・報告	住宅審議会（住宅支援部会） ・促進計画素案説明・意見聴取		住宅審議会（本会議） ・計画策定報告 耐震化推進会議（第5回）	耐震化推進会議 （市有建築物耐震化整備計画見直し） （進捗管理）	耐震化推進会議 （整備計画策定報告）		耐震化推進会議 （進捗管理）

4. 改訂の具体的内容

ー改訂の基本的な考え方ー

- ★「建築物の耐震改修の促進に関する法律」「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」「熊本県建築物耐震改修促進計画」に準じた改訂を行う。
- ★計画の基本的な構成は、現計画に即したものとする。
- ★住宅審議会では、「住宅」に関する内容について審議をお願いします。

現計画	改訂作業内容	住宅審議会、各部会での審議事項
序章 建築物耐震改修促進計画の趣旨 背景と目的、計画の位置付け、計画の期間	○耐震改修促進法改正の経緯、内容に基づき加筆修正 ○関連計画を含めて位置付けを時点修正 ○ 新たな計画期間の設定	○新たな 計画期間 の設定 【現計画】平成 20～27 年度の 8 年間 ⇒ 【改定案】平成 28～32 年度の 5 年間
第 1 章 耐震化を取り巻く社会情勢 近年の地震の動向、熊本市周辺における地震 想定される被害の予測、耐震化に対する市民意識	○各種資料の時点修正 (地震発生確率分布、想定される地震規模、液化化予測、被害予測など) ○ 市民意識 現在実施中のアンケート等に基づき修正	○アンケートの集計・分析結果の報告、意見徴収
第 2 章 建築物の耐震化を促進するための基本的な考え方 重点的に耐震化を促進する区域・建築物 優先的に耐震化を図る建築物	○基本的な考え方を耐震化の現状、耐震改修促進法改正内容、アンケートや調査内容等に基づき設定 ・ 重点的に耐震化を促進する区域・建築物 ・優先的に耐震化を図る建築物	○市案を作成後、意見聴取 → 記載について審議
第 3 章 建築物の耐震化の現状と目標 住宅の耐震化の現状と目標 民間特定建築物の耐震化の現状と目標 市有特定建築物の耐震化の現状と目標 耐震化の進捗状況と課題	○現況の耐震化率を算出 ○国、県が示す目標、耐震化率算出結果に基づき新たな目標を設定 耐震化率 住宅：国の方針に基づいて設定 民間特定建築物：国の方針に基づいて設定 市有特定建築物：現段階での耐震化率を踏まえて設定	○住宅の耐震化率現況の耐震化率を踏まえて 目標設定 【現計画】平成 27 年度末までに 90% ⇒ 【改定案】平成 32 年度末までに 95% 住宅 90% ⇒ 95% 民間特定建築物 // 90% ⇒ // 95% 市有特定建築物 // 90% ⇒ 現段階での耐震化率を算出後、目標を設定
第 4 章 基本施策と取り組み 建築物の耐震化を促進するための課題 耐震化促進に関する基本施策 耐震化の促進を図るための取り組み	○耐震化の現状、アンケートや調査内容等に基づき、課題を整理 ○ 新たな目標達成に向けた施策や取り組みの抽出	○市案を作成後、意見聴取 → 記載について審議
第 5 章 所有者等に対する耐震診断・耐震改修の指導等 所有者等に対する指導等の考え方 計画の実現に向けて	○耐震改修促進法の改正を踏まえて、建築指導課と内容について協議 ○関係機関や庁内の連携、進行管理体制について整理	
資料編 耐震化に関する施策の変遷と主な地震 (施策の変遷、被害状況、緊急輸送道路、安全対策) 世帯主を対象としたアンケート調査結果 (調査の概要、調査結果の概要、調査結果、調査票) 関係団体ヒアリングの調査結果、用語の解説	○各種資料の更新 (施策の変遷、地震の被害状況、緊急輸送道路、耐震診断・耐震改修に関する情報、安全対策等) ○アンケートや調査の概要 (調査票、調査項目、調査結果等)	

☆「熊本県建築物耐震改修促進計画」に記載があって、「熊本市建築物耐震改修促進計画」に記載のない内容は、記載する方向で検討
主な内容：津波の特徴・被害想定等、南海トラフ巨大地震における被害想定等 (熊本市建築物耐震化推進会議にて協議・承認予定)